

児童手当制度改正(拡充)のお知らせ

～児童手当制度が令和6年度10月分から変わります～

【変更点】

主な変更	改正(拡充)前 令和6年9月分まで	改正(拡充)後 令和6年10月分から
支給対象	中学校終了前までの児童 (15歳到達後の最初の年度末まで)を養育している方	高校生年代 までの児童 (18歳到達後の最初の年度末まで)を養育している方
所得制限	所得制限あり	所得制限なし
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満 一律:15,000円 ・3歳～小学校終了まで 第1子・第2子:10,000円 第3子以降:15,000円 ・中学生 一律:10,000円 ・所得制限限度額以上 所得上限限度額未満 一律:5,000円 (特例給付) 所得上限限度額以上:支給なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満 第1子・第2子:15,000円 第3子以降:30,000円 ・3歳～高校生年代 第1子・第2子:10,000円 第3子以降:30,000円
支給月	年3回(各前月までの4か月分を支給) 10月分～1月分…2月 2月分～5月分…6月 6月分～9月分…10月	年6回(各前月までの2か月分を支給) 10月分・11月分…12月 12月分・1月分…2月 2月分・3月分…4月 4月分・5月分…6月 6月分・7月分…8月 8月分・9月分…10月
多子加算の算定方法 (カウント方法)	18歳到達後の最初の年度末までの児童	18歳到達後の最初の年度末までの児童 + 高校生年代までの児童の兄弟等で次の子を追加 児童手当受給者に経済的な負担等がある18歳年度末以降から22歳年度末までの子

【今回の改正により手続が必要な方】 添付書類を確認し、手続をお願いします。

手続が必要な方	手続方法・提出書類
①中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している方	<ul style="list-style-type: none"> ●児童手当認定請求書 【必要な添付書類】 ・請求者名義の通帳又はキャッシュカードの写し
②所得上限限度額超過で児童手当(特例給付)の支給対象外である方	
③新たに多子加算の算定対象となる18歳年度末以降22歳年度末までの子と高校生年代までの児童の合計人数が3人以上の方 ※新たに児童手当の対象となる方だけでなく、現在、児童手当を受給している方も提出が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ●児童手当額改定認定請求書 ●監護相当・生計費の負担についての確認書
④支給対象となる高校生年代の児童の住所が太子町にない方	<ul style="list-style-type: none"> ●別居監護申立書 【必要な添付書類】 ・児童の住民票 ・児童の個人番号

(裏面に続く)

【受給資格者(請求者)について】

大子町に住所を有している方で、高校生年代までの児童を養育している方

※父母がともに児童を養育している場合は、原則として、恒常的に所得の高い方(生計中心者)が、手当受給者となります。

※所得の高い方(生計中心者)が大子町以外にいる場合は、住民登録している市区町村へお問い合わせください。

【受付期間】 令和6年9月2日(月)から

【改正(拡充)で新たに対象となる方の手続期間】 令和6年10月31日(木)まで

※最終期限 令和7年3月31日(月)

手続書類を令和6年10月31日(木)までに福祉課まで提出ください。

この期限までに「児童手当認定請求書」の申請がない場合(※新規申請の方)は、令和6年10・11月分の手当の支給月は12月ではなく、令和7年2月以降になります。

同様に、「児童手当額改定認定請求書」「監護相当・生計費の負担についての確認書」についても提出がない場合は、改正(拡充)後の多子加算額の適応がない手当額が支給されます。

なお、改正(拡充)に係る手続の最終期限は、令和7年3月31日(月)です。最終期限を過ぎた場合は、令和6年10月分に遡って手当の支給・多子加算の適応はできません(手当の支給・多子加算の適用は、認定請求や確認書を町で受付した月の翌月分からとなります。)

【手続が不要で、支給額が変更となる方】

・所得制限により、特例給付を受給している方

・高校生年代(平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれ)の児童を養育している世帯で、町の保有する受給者情報に当該児童の登録のある方

・3人以上の児童を養育し、すでに多子加算により、第3子以降の児童の手当額が増額となっている方(大学生年代(平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれ)のお子さんを養育していない方)

・児童手当(特例給付)を受給している方のうち、養育している児童が2人以下で、いずれも中学校終了前の児童の場合等、制度改正により手当額に増減のない方

※支給額が変更となる方には令和6年12月に手当額改定(増額)の通知をお送りいたします。

【公務員の方】

児童の保護者(生計中心者)が公務員の場合は、勤務先(所属庁)が児童手当の手続先となります。

今回の改正(拡充)に伴う手続は大子町ではなく、勤務先(所属庁)で行ってください。なお、手続の時期等はそれぞれの勤務先(所属庁)へお問い合わせください。

【その他】

令和6年9月1日以前に大子町より、他市区町村へ転出される場合は、転入先の自治体で手続をおこなってください。

制度改正に伴い、これまで支給月に送付していた「支払通知書」は廃止となります。

【問合せ先】

大子町役場 福祉課 児童手当担当 ☎0295-72-1117